

農用地利用集積計画(一括方式)に係る利害関係人の意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条の2第2項の規定により、当該農用地利用集積計画(一括方式)を令和4年9月8日から9月16日までの間、大分県農業農村振興公社において利害関係人の意見聴取を行う。

なお、利害関係人は、意見聴取期間満了の日までに、当該農用地利用集積計画(一括方式)について、大分県農業農村振興公社に意見を申し出ることができる。

令和4年9月8日
公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 工藤 利明

農用地利用集積計画(一括方式)の概要

賃借権の設定等を受ける土地				貸借期間		
豊後大野市	三重町赤嶺	字垣内	1749	令和4年11月1日	から	令和9年10月31日
豊後大野市	朝地町板井迫	字名免利	515	令和4年11月1日	から	令和14年10月31日
豊後大野市	朝地町板井迫	字名免利	516-1	令和4年11月1日	から	令和14年10月31日
豊後大野市	朝地町板井迫	字早尾	1491-1	令和4年11月1日	から	令和14年10月31日
日田市	大字日高	字一丁田	2359-4	令和4年11月1日	から	令和14年10月31日
玖珠町	大字大隈	字祇園	1271-1	令和4年11月1日	から	令和14年10月31日